

医療療養病棟

当院における医療療養病棟の施設基準について下記の施設基準で運営されています。

(1) 療養病棟入院基本料 I (20床) 20:1 看護 20:1 看護補助

(2) 夜間勤務等看護

・夜間職員 1名 看護補助者 1名

(3) リハビリテーション

(ア) 医療保険

- ・脳血管リハビリテーション料 (I)
- ・運動期リハビリテーション料 (I)
- ・廃用症候群リハビリテーション料 (I)

(イ) 職員数

理学療法士 (常勤)	5名
作業療法士 (常勤)	4名
作業療法士 (非常勤)	1名
言語聴覚士 (常勤)	2名
言語聴覚士 (非常勤)	1名

リハビリテーション室 199.7 m²

各種リハビリテーション機器、器具

当院では、1日に3人以上の看護職員 (看護師及び准看護師)、3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

<看護職員の受け持ち>

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方17時～朝9時まで、看護職員一人当たりの受け持ち数は18人以内です。

※看護補助者が1名夜勤をしています。

(令和8年3月1日現在)

桂林病院 院長